

## 新 旧 対 照 表

## 第4 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条の4《被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(除却される資産の損失に対する補償金)</p> <p>11の4-3 . . . . .</p> <p>. . . . .、措置法第33条の規定が適用される場合における同条第7項に規定する書類又は第33条の4の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第15条第2項の規定中「第14条第5項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」は、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該除却される資産及び当該除却される資産に係る補償金が措置法第33条第4項第2号の規定に該当するものであることを証する書類並びに当該補償金に関する明細書となることに留意する。</p> <p>(震災特例法令第13条の3第4項と震災特例法の他の規定及び措置法の規定との関係)</p> <p>11の4-4 . . . . .、震災特例法令第13条の3第4項に規定する補償金を取得する場合は措置法第33条第4項第2号に掲げる場合に該当するものとされることから、. . . . .</p> <p>第12条の3《被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例》関係</p> <p>(債務処理計画の要件)</p> <p>12の3-1 震災特例法第12条の3に規定する債務処理に関する計画とは、震災特例法令第17条第1項各号《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすものをいうことから、. . . . .</p>	<p>第11条の4《被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(除却される資産の損失に対する補償金)</p> <p>11の4-3 . . . . .</p> <p>. . . . .、措置法第33条の規定が適用される場合における同条第6項に規定する書類又は第33条の4の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第15条第2項の規定中「第14条第5項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」は、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該除却される資産及び当該除却される資産に係る補償金が措置法第33条第3項第2号の規定に該当するものであることを証する書類並びに当該補償金に関する明細書となることに留意する。</p> <p>(震災特例法令第13条の3第4項と震災特例法の他の規定及び措置法の規定との関係)</p> <p>11の4-4 . . . . .、震災特例法令第13条の3第4項に規定する補償金を取得する場合は措置法第33条第3項第2号に掲げる場合に該当するものとされることから、. . . . .</p> <p>第12条の3《被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例》関係</p> <p>(債務処理計画の要件)</p> <p>12の3-1 震災特例法第12条の3第1項に規定する債務処理に関する計画とは、震災特例法令第17条第1項第1号から第3号まで及び第4号イ又はハ《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》に掲げる要件を満たすものをいうことから、. . . . .</p>